

標 題：

リベリア政府の“1981改正”
に対する追加要件及び解釈

NK テクニカル インフォメーション

No. 23

昭和59年8月23日

関係船主、造船所各位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、1984年9月1日付で発効する、1974 SOLAS及び1978 PROTOCOLの1981改正（以下、“1981改正”という）のうち、“1981改正”にいう“現存船”に対し要求される設備等は、“NKテクニカルインフォメーションNo.19”でお知らせし、そのための準備が既に進んでいると御推察申し上げますが、この程、このような設備等のうち“消防員装具”及び“火災制御図”に関し、リベリア政府から添付別紙の通り追加要件及び解釈について指示がありましたので、お知らせ致します。

本会は、リベリア籍現存船が“81改正”のうち“現存船”に対して要求されている事項及び添付別紙のリベリア政府から指示のあった事項に適合していることを、1984年9月1日以降の最初の定期的貨物船安全設備検査（強制年次検査、中間検査、更新検査）の際、確認しますので念のため申し添えます。

以 上

添付 リベリア政府の“1981改正”規則に対する追加要件、解釈

別紙

リベリア政府の“1981改正”規則に対する追加要件。解釈

1. 消防員装具

1.1 現存船を含む全ての船舶は、1984年9月1日以降、次の組数の消防員装具が備付けられていること。

- .1 4000GT未満の船舶（但し 1.1.3及び1.1.4 に定める船舶を除く）
..... 2組
- .2 4000GT以上の船舶（但し 1.1.3及び1.1.4 に定める船舶を除く）
..... 3組
- .3 引火性の液体あるいはガスをばら積みするタンカー（但し 1.1.4に定める船舶を除く）
..... 4組
- .4 貨物容積が5000 m³より大きい IMO Gas Code に定める液化ガスばら積船及び大きさにかかわらず、全てのケミカルタンカー 5組

1.2 消防員装具は、下記の要件に適合したものであること。

- .1 消防員装具は、“1981改正” SOLAS 第Ⅱ-2章 17.1 及び 17.2 規則に適合したものであること。
- .2 全ての液化ガスばら積船及びケミカルタンカー用呼吸具は、自蔵式呼吸具とする。
- .3 自蔵式呼吸具用シリンダは、free airで 1200 ℓ、あるいは、重労働負荷で30分以上機能するに十分な量の free air を有すること。
各自蔵式呼吸具には、free airで 2400 ℓの予備が備えられていること。

- .4 液化ガスばら積船及びケミカルタンカー用各自蔵式呼吸具用予備シリ
ングは、1986年7月1日までに、free airで6000ℓとする。

1.3 上記 1.1及び1.2 の要件は、現存船を含む全ての船舶に適用される。

2. 火災制御図

2.1 “1981改正” SOLAS 第Ⅱ-2章20規則で要求される火災制御図で、甲板室
の外側に格納されるべき火災制御図は、油等から保護するため、透明のプラス
チックで覆い、“赤”で塗装された金属製容器に格納する。金属製容器には、
“FIRE CONTROL PLAN ”と明記する。

2.2 上記の金属製容器は、次の場所に配置する。

- .1 港内で係留しているとき、あるいは着岸しているときは、gangway に
近接した明瞭な位置に配置する。
- .2 もし、金属製容器を、永久的に固定する場合は、全ての gangwayで使
用可能なよう全ての gangwayに近接した場所に固定する。

2.3 上記 2.1及び2.2 は、現存船を含む全ての船舶に適用される。

以 上